

## 北九州市地域型保育事業の運営主体の決定について

令和3年6月に公募を行った北九州市地域型保育事業の運営主体について、北九州市地域型保育事業運営主体選定検討会の評価結果をもとに、以下のとおり決定しました。

### 1 運営主体について

家庭的保育事業・・・1か所／募集1か所程度

運営主体（代表者）	設置予定場所
楠元 直子	八幡東区桃園四丁目3番32号

### 2 今後の予定

- (1) 令和3年度末まで 施設整備、認可申請・審査等
- (2) 令和4年4月1日 事業開始

### 3 選定の経過

#### (1) 応募資格

- ア 児童福祉法第34条の15第3項第4号（欠格条項）のいずれにも該当しないこと。
- イ 社会福祉法人及び学校法人以外の者は、児童福祉法第34条の15第3項第1号から第3号までに規定する下記の要件を満たすこと。
  - ① 運営又は事業を行うために必要な経済的基礎があること。
  - ② 経営者又は事業を行う者が社会的信望を有すること。
  - ③ 実務を担当する幹部職員が、社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。
- ウ 事前ヒアリングに出席すること。
- エ 北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第22条第1項に規定する暴力団員等に該当しないこと。
- オ 上記のほか、本市が令和3年度北九州市地域型保育事業者募集要項に定めた欠格事項に該当しないこと。

## (2) 公募及び選定の経過

令和3年6月 1日	公表 ホームページ掲載 (市政だより6月1日号)
6月 1日～6月30日	募集要項配布、申込意向確認
7月 1日～7月21日	提出書類受付
8月23日	選定検討会の開催、 選定検討会から市への検討結果報告
10月 1日	運営主体の決定

## 4 応募状況

	事業者数
募集要項配布	7
家庭的保育事業 応募件数	2 (募集 1程度)

※今年度、小規模保育事業所・事業所内保育事業所は募集を行っていない。

## 5 選定について

### (1) 選定方法

児童福祉分野に関する学識経験者及び保育経験者からなる北九州市地域型保育事業運営主体選定検討会の評価結果をもとに、北九州市が運営主体を選定

### 北九州市地域型保育事業運営主体選定検討会 構成員

○…座長

区分	役職名等	氏名
学識経験者	西南女学院大学保健福祉学部福祉学科 准教授	上村 眞生
	東九州短期大学幼児教育学科長 教授	○ 尾家 京子
保育経験者	元 二島保育所 所長	酒井 静子
	元 北九州市立西戸畑保育所 所長	中西 光恵

(事務局 北九州市子ども家庭局保育課)

**【評価基準】**

評価項目	配点
1 「サービスの質」について (a)	280
1－(1) 保育業務に関する基本的な考え方 <b>【評価のポイント】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者の経営理念及び保育に関する理念</li> <li>・業務に関する実績</li> </ul>	(80)
1－(2) 保育の提供について <b>【評価のポイント】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育業務に対する運営方針</li> <li>・管理者（施設長）、保育士、調理員の確保</li> <li>・保育業務に関する研修計画</li> <li>・的確な事業所の運営（一日の過ごし方、安全管理など）</li> <li>・職員参加による保育の質の向上や改善のための取り組み</li> <li>・利用者のニーズ・苦情対応</li> </ul>	(200)
2 事業所について (b)	120
2－(1) 事業所の特徴 <b>【評価のポイント】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・立地環境、建物の状況</li> <li>・必要な設備、屋外遊戯場</li> </ul>	(80)
2－(2) 事業所の運営費について <b>【評価のポイント】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転資金の確保、給与水準</li> </ul>	(40)
合 計 (a+b)	400

## (2) 北九州市地域型保育事業運営主体選定検討会の評価結果

別紙1のとおり

## (3) 検討会の概要

ア 検討会において、各応募者に対して20分間の「ヒアリング（質疑応答）」を行った。

イ 応募者の提出書類及びヒアリングに基づき、各委員が個別に評価（採点）を行ったうえ、全員の評価結果を合計し、これを検討会の評価結果とした。

### <選考対象>

選定検討会での評価において、「サービスの質について（280点）」と「事業所について（120点）」の2項目の合計点数（400点）において60%以上獲得し、かつ、2項目それぞれにおいて50%以上の点数を獲得した応募者。

ウ 検討会での主な意見は下記のとおり。

- 安全対策（防犯訓練計画、緊急時対応マニュアル、災害対応）は、施設としての考え方や実態に対応しているかどうかを判断するため、具体的に書いたものの添付があるほうが良い。
- 全体的な計画やデイリー等、抽象的な書き方が多い。基本である保育所保育指針を理解した上で、さらに具体的に作成すること。
- 施設の独自性をもって、中期的・長期的のビジョンを明確に示すこと。

## (4) 選定理由

別紙2のとおり

### ◇ 北九州市地域型保育事業運営主体選定検討会について

【日時】令和3年8月23日（月）13:30～16:00

【場所】北九州市役所 15階 C会議室

【出席者】全委員（4名）

令和3年8月23日

北九州市長 北 橋 健 治 様

北九州市地域型保育事業運営主体選定検討会  
座 長 尾 家 京 子地域型保育事業運営主体（家庭的保育事業）の選定  
評価結果について（報告）

地域型保育事業運営主体選定検討会では、下記のとおり評価する。

## 記

## 【評価結果】

（ ）は内訳

評 価 項 目	配 点	評 価 結 果	
		楠 元 直 子	応募者 B
1 「サービスの質」について（a）	280	149	138
1 - （1）保育業務に関する 基本的な考え方	（80）	53	43
1 - （2）保育の提供について	（200）	96	95
2 事業所について（b）	120	108	96
2 - （1）事業所の特徴	（80）	80	56
2 - （2）事業所の運営費について	（40）	28	40
合 計（a + b）	400	257	234

※ 「対象外」合計得点のうち60%未満のもの

## 家庭的保育事業の運営主体の決定について

事業者名	楠元 直子 (くすもと なおこ)
所在地	北九州市八幡東区桃園四丁目3番32号
主な 提案内容・ 選定理由	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 選定された者は、長きにわたり認可保育所等で保育士として勤務した経験を有している。</li><li>・ 選定された者は、これから施設長として事業を担っていくため、地域と共に子育て支援を行うことや保育内容を充実させていく姿勢がうかがえる。</li><li>・ 事業所の職員に認可保育所等での経験を有した保育士、栄養士を確保している。</li><li>・ 北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例に定める設備等について、項目条件を満たしており、適切な保育環境を準備する基盤が整っている。</li></ul>